

3 山瀬漁調指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年4月12日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 森友 信

1 指示する内容

次のアからオまでの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域を除く。）において、5月1日から10月31日までの間、投げ釣り、かつ、釣りによって水産動物を採捕してはならない。

ア 柳井市平郡島長崎突端

イ 伊予灘航路第6号灯浮標（北緯33度42分48秒東経132度13分）

ウ 伊予灘航路第7号灯浮標（北緯33度44分18秒東経132度17分54秒）

エ 伊予灘航路第7号灯浮標（北緯33度44分18秒東経132度17分54秒）と平郡水道第3号灯浮標（北緯33度50分東経132度17分36秒）を結んだ線と柳井市掛津島北端と大島郡周防大島町小水無瀬島北端とを結んだ線との交点

オ 柳井市平郡島平郡漁港羽仁A防波堤基部

2 指示の有効期間

令和3年5月1日から令和6年4月30日まで